

7 日 獣 発 第 332 号
令 和 8 年 2 月 3 日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に
関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法
第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の
一部改正について（施行通知）

このことについて、令和8年1月22日付け事務連絡をもって、農林
水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐より、別添のとおり通
知がありました。

本通知は、令和8年1月21日に公布され、同日から順次施行される
こととなった医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関
する法律の一部改正に伴い、新たに3物質を指定薬物に指定する省令を
周知するものです。貴会におかれては、関係者への周知方、よろしくお
願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人 日本獣医師会事務局（吉田）
TEL:03-3475-1601
Email:yoshida@nichiju.or.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 22 日

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事監視指導班担当）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長より別紙のとおり通知があったので、お知らせ致します。



医 薬 発 0 1 2 1 第 1 号
令 和 8 年 1 月 2 1 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 2-(4-イソプロポキシベンジル)-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]ベンズイミダゾール及びその塩類
- ② 1-(2-ジエチルアミノ)エチル-2-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)メチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ *N*-シクロプロピル-4-ヒドロキシ-*N*-メチルトリプタミン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和8年1月 21 日)から起算して 10 日を経過した日(令和8年1月 31 日)から施行する。

医 薬 発 0 1 2 1 第 4 号
令 和 8 年 1 月 2 1 日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35
年法律第 145 号)第2条第 15 項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成 19
年厚生労働省令第 14 号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第
二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の
用途を定める省令の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第5号)が公布され
たことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添写
しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周知
をお願い申し上げます。